

金令規範文化会館建築工事に於ける
プラネタリウム排煙設備申請免除願い

プラネタリウム天井及び壁面上部がスクリーンとなるため排煙口等の設置が機能上困難となります。従って、建築基準法施行令第126条の2第1項第4号の規定によるものと同等以上に火災の発生の恐れの少ない構造である事を承認していただくようお願い申上げます。

昭和 61年 5月 日

三重県矢口署長

住 所 三重県鈴鹿市神戸一丁目18号

申請者

氏 名 鈴鹿市長 野村仲三郎



設 計 者 株式会社 東畠建築事務所名古屋事務所

建築士事務所 名古屋市中村区名駅三丁目25-9(堀内ビル内)

今倉邦彦

1 設 置 場 所 鈴鹿市西条土地区画整理事業区域内 第56街区

2 プラネタリウム床面積 173.12m²

3 プラネタリウム構造 屋根 下地 - 鉄骨耐火被覆（石綿吹付け 厚30）
仕上 - ステンレス長尺葺（耐火30分）
腰壁 下地 - コンクリート
仕上 - 磁器タイル貼
天井 下地 - 軽量鉄骨
仕上 - アルミスクリーン
椅子 上張 - 防炎処理難燃椅子張
間仕切壁 - 防火区画（甲種防火戸）

4 近県に於ける排煙免除事例

14~18mの設備館

1.石川県立中央児童館	昭和 53年	176m ²
2.富山市科学文化センター	昭和 54年	241m ²
3.一宮地域文化広場	昭和 56年	254m ²

4.各務原市少年自然の家	昭和 56年	201m ²
5.安城市文化センター	昭和 56年	176m ²